



安全衛生通信

【令和7年3月号】

北海道労働局

新年度に向けて

労働災害を効果的に防止するためには、各事業場において**安全衛生管理体制の確立**を図り、経営トップが方針を決定して年間を通じて**P（計画）D（実施）C（評価）A（改善）のサイクル**に基づく安全衛生管理活動を継続して実施するようお願いします。

人事異動等により、安全管理者等を選任する際には所轄の労働基準監督署に「**総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医の選任報告**」を提出してください。

なお、当該報告は**令和7年（2025年）1月1日**より**電子申請が原則義務化**されております。

※ 電子申請はe-Gov又は帳票入力支援サービス（厚生労働省HP）をご利用ください。

下記のURL又はQRコードから申請できます。

※ 電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

※ 電子申請は、スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きができます。



（帳票入力支援サービス）



（e-Gov）

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>（e-Gov）

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>（帳票入力支援サービス）

安全管理者等の選任早見表

業種	事業場規模 (労働者数)	総括安全 衛生管理者	安全 管理者 ※	衛生管理者 ※ (◎: 第1種衛生管理者) (○: 第2種衛生管理者)	産業医	安全衛生 推進者	衛生 推進者	安全 推進者
製造業、電気業、 ガス業、熱供給業、 水道業、自動車整 備業及び機械修 理業	10人以上 50人未満					○		
	50人以上 300人未満		○	◎	○			
	300人以上	○	○	◎	○			
鉱業、建設業、林 業、運送業、製造 業	10人以上 50人未満					○		
	50人以上 100人未満		○	◎	○			
	100人以上	○	○	◎	○			
農畜水産業、 医療業	10人以上 50人未満						○	△
	50人以上 1000人未満			◎	○			△
	1000人以上	○		◎	○			△
各種商品卸売業、 家具・建具・じゅう 器等卸売業、各種 商品小売業、家具 ・建具・じゅう器 等小売業、燃料小 売業、通信業、旅 館業、ゴルフ場業	10人以上 50人未満					○		
	50人以上 300人未満		○	◎又は○	○			
	300人以上	○	○	◎又は○	○			
その他の業種 (上記以外の小売 業、社会福祉施設、 飲食店など)	10人以上 50人未満						○	△
	50人以上 1000人未満			◎又は○	○			△
	1000人以上	○		◎又は○	○			△

※安全管理者・衛生管理者については事業場の業種、規模によって「専属のものを選任しなければならない場合」及び「複数人数を選任しなければならない場合」があります。

※「△」印はガイドラインに基づく配置です。

この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。